

地すべり防止工事士登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が実施する登録地すべり防止工事試験（以下「試験」という。）に合格した者の登録に関して必要な事項を定める。

(称号の付与)

第2条 試験に合格し、登録簿に登録した者には、地すべり防止工事士の称号を付与する。

(登録)

第3条 協会会長（以下「会長」という。）は、試験に合格した者の申請により、登録簿に登録のうえ、登録証明書及び携帯用登録証を交付するものとする。但し、登録の申請は試験合格後7年以内とし、申請が試験合格後5年以上経過している場合は、協会が実施する地すべり防止工事士技術講習（以下「更新講習」という。）を受講し修了証を受領した後に登録するものとする。

2 登録料は、10,200円とする。

3 登録を受けた者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく変更事項を協会へ報告しなければならない。

(登録の有効期間)

第4条 新たに登録を受けた者の有効期間は、登録証発行日の翌年1月1日から5年目の12月31日までとする。

2 登録の更新又は再登録を行う者の有効期間は、従前の登録の有効期間満了日の翌日から5年目の12月31日とする。

(登録の更新)

第5条 登録の更新を希望する者は、協会が実施する更新講習を受講・修了しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、登録の更新について準用する。

(登録の抹消)

第6条 会長は、地すべり防止工事士が、次のいずれかに該当する場合には、その登録を取消すものとする。

- (1) 本人から登録抹消の申請があった場合
 - (2) 本人が死亡した場合
 - (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
 - (4) 登録地すべり防止工事試験事務規程第7条の一に該当するに至った場合
 - (5) 第8条から第10条までの規定に違反した場合
- 2 第11条の規定により更新講習を受講しなかった者は、登録有効期間満了日を以って自動的に登録が取り消されるものとする。
- 3 会長は、第1項の5の事由により登録の取消をする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行った後、試験委員のうちあらかじめ会長が指名した5名以上からなる審査委員会の意見を聴いてするものとする。

(再登録)

- 第7条 前条第2項の規定により、登録を取り消された者は、2年以内の申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する更新講習を受講・修了しなければならない。
- 2 前条の規定にかかわらず、次の事項に該当する者は、協会が指定する診断書・理由書等を添付の上、更に2年以内（登録の取消から4年以内）の申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する更新講習を受講・修了しなければならない。
- (1) 事故又は病気により更新講習を受講できなかった者
 - (2) 海外出張のため更新講習を受講できなかった者
- 3 第3条第2項及び第3項の規定は、再登録について準用する。

(信用失墜行為の禁止)

- 第8条 地すべり防止工事士は、地すべり防止工事士の信用を傷つけ、又は地すべり防止工事士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

- 第9条 地すべり防止工事士は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

- 第10条 地すべり防止工事士は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(資質向上の責務)

第 11 条 地すべり防止工事士は、登録有効期間満了日の直前に協会が実施する更新講習を受講して、斜面防災技術に関する知識及び技能の水準、その他資質の向上を図らなければならない。

(登録事務の細目)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、登録事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本規程施行日において、地すべり防止工事士の登録を受けている者は、本規程に基づく登録を受けた者とみなす。

附則

- 1 この規程は、平成 25 年 11 月 22 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。